

令和3年度4月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和3年 4月21日（水）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名

| | | | |
|----------|---------|-----------|----------|
| 1 古川 初登 | 2 三上 孝行 | 3 大石 幹夫 | 4 高木 敏彦 |
| 5 椿 徹 | 6 種 克也 | 7 植田 眞二 | 8 沖田 浩 |
| 9 日野 静則 | 10 宮本 武 | 11 末田 麻里江 | 12 玄羽 和幸 |
| 13 服部 信彦 | | | |

出席推進委員 6名（欠席10名）

| | | | |
|----------|------------|--|--|
| | | | |
| 5 小笠原 博文 | 6 田中 昭文 | | |
| 9 日高 甚蔵 | 10 小笠原 三津夫 | | |
| 13 上田 義憲 | 14 藤田 兼一 | | |

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第5号 農地法第2条の規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 町内の農地の賃借料情報の提供について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

| | |
|----------|---|
| 議長 | <p>これより第1回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (事務局よりあいさつ)</p> <p>それでは本日の議事録署名人に5番の椿さん、6番の種さん、お願いします。 それと毎度申し上げるのですが、本会、農業委員会に提案されております各案件について、利害関係があるんじゃないかと思われる委員さんは事前に申し出て いただいて、採決の際にはご退席願うこととなりますのでその際をご了承ください。 (会長あいさつ)</p> <p>以上で本会の、令和3年度第1回目の総会の審議に入りたいと思います。本日は農地法3条関係が4件、5条関係1件、その他基盤強化法関連が合計で16件と、非農地証明関連、2条関係3件、という風に予定されておりますので、みなさんの積極的なご参加と円滑な議事録にご協力をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは最初、法3条関係について、事務局の方から説明をお願いします。 はい、今月から担当致します日野です。不慣れなところもありますが、よろしく お願い致します。</p> <p>すいません、議題に入る前に1つ、いきなりすいません、差し替えをお願い致します。 5条の、6ページ7ページについて、差し替えを配布させていただいておりますので、 これをお願い致します。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は4 件です。</p> <p>まず申請番号033-01、農地の所在は雪田××、登記地目畑、面積307㎡、3条 無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-02、農地の所在は高見××、登記地目畑、面積183㎡、 3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして申請番号033-03、農地の所在は日和××、登記地目畑、面積123㎡、 同じく日和××、登記地目畑、面積259㎡、同じく日和××、登記地目田、面積 1490㎡、同じく日和××、登記地目田、面積2269㎡、3条無償の所有権移転で す。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●■です。</p> <p>続きまして申請番号033-04、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積877㎡、 同じく矢上××、登記地目田、面積160㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人 は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。</p> <p>以上4件です。</p> |
| 議長 6番 | <p>はい、ありがとうございます。それでは担当委員さんの種委員さん、33-1の 案件について補足説明をお願いします。</p> <p>それでは失礼を致します。申請番号033-1の案件について説明させていただきます。 申請の内容ですが、昨年9月、第5回の総会で委員の皆様全員の承諾を してもらいました雪田地区の○○さん宅の立ち退きによる家屋移転の件です。そ の家屋が今回、●●●●さんが売却されまして、××㎡の畑も所有されるという ことで申請が出たということでございます。申請地の場所なんですが、羽須美地</p> |

域雪田地区に、出羽川にかかる雪田大橋という大きな橋があるんですが、その約200m、作木側に進んだ浜田作木線沿いに位置する〇〇さん宅の裏側に畑があります。選定の理由ですが、〇〇さん宅も昨年売却が完了致しまして、先程言いました●●●●さんが所有されることになりました。今回はその裏にある307㎡の畑も所有されて、夫婦で簡単な野菜を作りたいということで申請の運びとなりました。●●さんは現在広島で、後1年と迫った定年ということで働いておられます。〇〇さん宅で〇〇さんと面談致しまして、電話番号を聞きまして●●さんの方へ電話をしましたら、現在岡山に出張ということでちょっと帰られないということで、農地権利移動許可というチェックシートを元に話をさしてもらいました。話の内容ですが、先程言いましたようにその畑では簡単な野菜、トマトとかキュウリ、ナスビなどを作りたいということで、定年が終わって雪田の方へ来られましたら草刈り機、マメトラを購入してやっていきたいということでした。いろいろな問題が出た場合には相談にのってもらいたいということで、いろいろ前向きな話が出来たと思います。4月17日15時から三刀推進委員とそういう話を元に現地確認をしましたが、問題はないことと判断を致しました。どうか委員の皆様よろしくお願いを致します。以上です。

議長
6番
議長

はい、ありがとうございました。三刀さんは？

すいません、今日欠席です。

はい、それでは今033-1番の案件について種委員の方からご説明がありました。これより審議に入ります。皆さんの中でご意見ご質問のある方は挙手して発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全会一致で許可相当と認めることと決定致しました。

続いて033-2の案件、これは椿委員さん。

5番

申請番号033-2、△△△△さんから▲▲▲▲さんへの農地の所有権譲渡の申請でございます。申請場所は瑞穂地域高原地区、安田集落にあります。地図をもって確認してください。高原小学校の隣でございます。△△さんのお母さんが申請農地の隣で昔ね、文具とか雑貨のお店を経営されておりました。ずいぶん前になるんですけども火事にあわれまして廃業、店舗も解体して宅地化されてたんですけども、農地は残っておりました。譲り受け人の▲▲さんは平成19年頃、△△さんの宅地、農地の隣に町の補助事業による事業で****という賃貸住宅を建設されました。△△さんと境界線確認のため面談されたらしいんですけど、その時に△△さんの方から宅地農地はもう管理することがほとんど出来ないのだから貰って欲しいという申し出があったそうなんですけども、その時はそのままになってたらしいんですけども、この度宅地農地を相続される△△△△さんが親戚を通じて▲▲さんに再度申し入れをされ、▲▲さんもそれを受けられた。そして今回

の申請となったということでございます。推進委員の日高甚蔵さんと一緒に、18日に現地確認、19日に▲▲さんとの面談をしております。▲▲さんとの面談などでは小さな農地なので家庭菜園としてトマトや白菜、少量で多種の野菜を作ろうかなということでございました。また自宅等かなり離れておりますけども、離れての家庭菜園になりますけども、作業してる**の関係で足を運ぶ機会も増えるのではないかといろいろ話しておられました。▲▲さんは息子さんを含む家族で農業をやっておられますし、忙しい時には農業作業者を雇用されております。第3条許可案件チェックシートに照らし合わせて問題はないかと思っておりますからよろしくご審議ください。

議長
推9番
議長

はい、ありがとうございます。日高推進委員さん。

問題ないと思います。よろしくお願ひします。

はい、ありがとうございます。それじゃあ033-2の案件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方のご発言をお願いします。

ございませんか。

(意見、質問なし)

それじゃあないようですので採決に移ります。ただ今の033-2の案件について、許可相当と認められる委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当とすることとします。

続いて033-3の案件、大石委員さん、ご説明をお願いします。

3番

033-3の無償の譲渡です。この前の日曜日に和田推進委員さんと一緒に現地確認へ行ってまいりました。申請地の場所ですが、地図を、左の地図を見ると真ん中を走っておるのが日和トンネルから出た広い農道でございまして、右側の方へ3キロほど行くと日和トンネルがある。左側に三差路がちょこっとだけ見えますが、それを上の方に、日貫川本線とぶつかったところに####があるというような位置になります。渡し人の□□さんは3年くらい前にご主人亡くされて、ご高齢の方で、もう広島の親戚の方へ移っておられまして、なかなか話は難しいということで、受け人の■■■■さんと話をさせてもらいました。■■■■さんは広島に住居を持っておられますが、日和の生まれでもう数年前から自宅の、お父さんが所有されとる田んぼ等を1町3反ほどずっと耕作をされておって、■■さんがそれを後々引き受けられてやられるという風に聞いております。それから更にその他の土地も近くの集落営農の皆さんで維持をされておって、7町5分くらいその集落営農でやられております。そのメンバーの一員でもあります。それでかなりの面積をやるので、広島からいつも帰ってなかなか大変だということで、この日和地区でちょっと休んだりするところが欲しいということで探しとったところ、ちょうどこの□□さんの親戚の方がそれならこれをもろうてくれんかというようなことで。地図にあります□□さんの家を買われる、有償で買われることになって、それじゃあ田んぼも荒らさんこう見てもらえるなど、無償でやってくれんかというような話になったということで、今日のこういう話が持ち上がったということで。自作の経営地はありませんが、1町3反をもう何年も

耕作されとると。それから先程の集落営農団体に参加されて活動されとるということで。まだ55、6才という方で、元気でやっておられまして、将来はこの方に帰って子供と一緒にやりたいなというような話もされておったので、非常にいい状況じゃないかなと。実家に住めばいいようなもんですが、亡くなられたお兄さんの奥さんやら子供さんがこの実家の方におられるので違う家でやりたいというようなことで、この話になったと。許可案件チェックシートを見ても、問題はないかなと思いますのでよろしくご審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございます。和田推進委員さんは本日欠席ということで、補足説明もございませんのでこれより審議に入ります。033-3の案件について、ご意見ご質問のある方のご発言をお願いします。

ありませんか。

(意見、質問なし)

じゃあないようですので採決に移ります。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めることと決定致しました。

それでは続いて033-4の案件、これは植田委員さん、お願いします。

7番

そうしましたら033-4についてご説明をさせていただきます。地図の方をご覧いただきたいと思います。場所については石見中央線の、※※※※がございしますが、その四差路を入れて2キロくらいの位置に当たるところでございします。この案件は、案件と併せて3条、5条と同じ方がございしますので、ちょっと内容が後先になりますけども、お聞きいただきますようお願い致します。この5条についてですが、令和2年の3月に除外申請の案件でございします。その関係でその際に譲渡人、受け人の了解の上で農地転用変更に至ったというようなことから、そういう経過でございまして。譲渡人の▽▽さんはこちらに帰られることもございしませんし、今所有の農地については個人の方、もしくは集落営農の方が全部耕作をされております。それで今回、家の周りでもございしますので何とか引き受けてくれんだろうかと▽▽さんの方から申し出があったそうで、▼▼さんがあんまりにも、年齢的にもあれなもんで、農地を引き受けるのは非常に心許ないが家の周りだけえそれではいうて、というような経緯がございします。それで現状は、今は登記上は田んぼということになっておりますが、今言いましたようにあの近隣はほとんど集落営農、もしくは個人の方に耕作されておるというようなことから、今現在も田んぼも、畑として、自家用の菜園として▼▼さんがずっと耕作されております。まあそういう経緯もあったりして、引き受けることにしとるというようなこともありました。チェックシート等照らし合わせてましても、特に問題はないと思っております。この案件につきましては4月20日に森脇推進員さんと同行して、▽▽さんの方に来てもらうには非常に遠方なので、▼▼さんの方に訪問して内容については聞かせていただきました。ひとつ、よろしくお願いを致します。

| | |
|----------------|--|
| 議長 7番 議長 | はい、ありがとうございました。それでは森脇推進委員さん。 今日は休みです。 それじゃあ補足はありませんので、本案件について審議に入ります。ご意見、ご質問をされる方は挙手をして発言してください。 ございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に移ります。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| 8番 | はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めることと致します。 2号議案に移られる前に、今ちょっと聞き逃したんですが、33-3の日和の農地の移譲なんですが、□□さんの持つておられる農地の総面積と今回申請に出された面積、□□さんが持つておられる以上の面積になってますが、ちょっと事務局の方でもし分かりましたらお願いします。 |
| 事務局 議長 | すいません、ちょっと確認をします。 ちょっと今、結果が出てくるまでちょっと休憩しましょう。 ～休憩～ それでは再開致します。 |
| 事務局 | 失礼致します。先程の033-3の件につきまして、□□□□さんの所有の農地というのが4筆、現在申請を出した4筆で、プラスこれの旦那さんに当たるんではないかという方の筆がもう1筆残っておりました。で、それが244です。で、申請に出しました畑について、課税上、すいません、山林原野となっておりましたので、経営面積には実際含まれておらない数字になっておりました。ですのでその244の部分、\$\$\$\$さんという方の名義の部分と、日和の××と××の畑の部分、合計して382㎡のところの差の部分がこの4141と4003㎡の経営面積の差になっておるところでございます。ですので、計算上はですね、\$\$\$\$さんの名義のものが244、足す下の田んぼ、××と××の田の部分の3759を足したものが右側の経営面積に出ております、4003というものになっております。ですので畑の部分については経営面積に入っていない数値となっております。ちょっとややこしいんですが、システム上の都合となっております。ですので実際には、経営面積に畑部分を足したものが入った数字が正しいという風に認識をしております。 |
| ?? 事務局 | 家の周りの土地は山林原野みたいな恰好が実際に。 そうですね、課税上山林原野の扱いになっていたと。まあこれは税務課の判断ですので、実際に確認に行ったところ、山林原野というにはちょっとどうかなのところがあったので、うちの判断としては戻したということでございます。正しくは経営面積が4385㎡ということです。 |
| 8番 事務局 | これは議案書の差し替えというのは必要ないんですか。 差し替え致します。 |
| 8番 | はい、分かりました。 |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>それでは事務局の方、またこの差し替えを。まあ一応私らに残るこれは、一応本日の総会向けの資料なんでいいけど、これが事務局の方に残るものは正規のものに、正しいものにしてないと、多分公文書の扱いになると思うんで、このままじゃあちょっとまずい。</p> |
| 事務局 | <p>それじゃあ3条関係、以上でよろしいですか。</p> <p>それじゃあ続いて2号議案の、農地法第5条関係、今回は2件ですが。これ差し替え、これ今最初事務局の方から話がありましたが、皆さん差し替え終わっておりますか。それじゃあ事務局の方で説明をお願いします。</p> <p>はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可について、今月2件です。</p> <p>申請番号035-1、農地の所在は井原××、登記地目田、面積521㎡、同じく井原××、登記地目田、面積149㎡、使用貸借権の設定です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用の目的は個人住宅、申請事由は賃貸住宅が手狭になり実家に近い申請地に住宅を建設する敷地が必要となったためです。所要面積は土地造成670㎡、うち個人住宅67㎡、カーポート31.9㎡、2台分です、自動車転回場47.75㎡、合併浄化槽1基です。この農地は第2種農地です。農用地区域除外済になっております。こちらは法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。</p> <p>続きまして申請番号035-2、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積206㎡、有償の所有権移転となっております。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は農業用倉庫の敷地、申請事由は農業用倉庫がなく家の近くに建設するための敷地が必要となったため、です。所要面積は土地造成206㎡、農業用倉庫197㎡です。この土地は第1種農地です。農用地区域除外済です。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> |
| 議長 | <p>以上2件です。</p> <p>はい、ありがとうございます。それじゃあ035-1号案件、宮本委員さん、補足の説明をお願いします。</p> |
| 10番 | <p>それでは035-1号のご説明を致します。まずこの、渡し人の◇◇◇◇さんは@ @を昨年退職されて、今また再雇用で@@@@の方へ勤めておいでです。それで受け人の◆◆◆◆さんは息子さんに当たりまして、現在役場で公民館主事をされております。それで地図をちょっと見てもらいますと、国道261号線から皆井田とありますがあそこの信号、こっちから行きますと信号通った直線のところに、こっちから行けば左側にガスセンターがありますね。そのちょっとこっちの手前のとこの位置になります。その隣には自動車の保存所が、板金屋さんなんかの、置いてあるところの横っちょです。それでこれが前回、今年の11月に除外済になっております。それで今回まあ土地に家を建てるということで申請されました。この件につきましては昨日、20日ですが、藤田推進委員さんと一緒にこの◆◆◆◆さん、◆◆◆◆さんと立会して現地確認をしております。まあチェックシートに照らし合わせても、雨水なんかは裏は川になっておりますので、すべて川の方に落ちるということで問題なし、周辺には田んぼ畑もありませんので問題ないと思われま。それでそこでちょっと、土地に対して家の宅地が建つ方が少ないん</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>議長 推14番 議長</p> | <p>ですが、これちょっと聞いたりしたら、野菜やらですね、一緒に、宅地には野菜を作ってから、家庭菜園をやってみようと思うというような話を昨日されておりました。特に問題ないと思いますのでよろしく致します。</p> <p>はい、ありがとうございました。藤田推進委員さん、お見えになってますか。異常ありませんので、審議の方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。それじゃあ 035-1 の案件について、審議に移ります。みなさんのご意見、ご質問を受け付けますので挙手して発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決に移ります。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。</p> <p>続いて 035-2 の案件ですが、これは植田委員さん、先程の案件とちょっと被りますが、お願いします。</p> |
| <p>7番</p> | <p>5条申請の 035-2 についてご説明をさせていただきます。先程言いましたけれども、3条申請の関係の方と同一でございます。もう既に、令和2年3月に除外済でございます。と併せて顛末書の案件でございます。もう既に宅地化となっております。そのようなことから家の周りということで、倉庫を建てる上で宅地化にされた訳ですけども、家からいうと真向かいになりますので、この際だから引き受けて欲しいというようなことから経緯が、先程の説明をお聞きいただきました。特に変わりはありませんのでよろしくお願い致します。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、ありがとうございました。森脇推進委員さんの方、欠席で。ありがとうございました。それじゃあ 035-2 の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問を受け付けます。挙手して発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に移ります。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。</p> <p>続いて議案の第3号の、基盤強化法第19条の農用地利用集積計画の公告、今月は1件ですね。これについては、この19条については特に、この後の事務局からの説明は致しませんので皆さん精査していただいて、よくご相談いただいて、ご意見ご質問があればその都度各案件について発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それじゃあ本第3号議案については意見はないですけども、これちょっと採決を行うようなあれではございませんのでこのままで了承するということにします。</p> |

続いて議案の第4号、基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得の件がありますが、これについては本総会では15件あります。これも今の、前の3号議案と同様に1件1件の細かな説明は致しませんので各委員さんで資料を精査していただきまして、ご意見ご質問がありましたら、どの案件とは特に指定しませんので、順不同で結構ですので、ご意見ご質問があれば提案してください。

見るところ****さんという人がものすごい受けるようになってるんだが、これ全部でなんぼくらい受けるん？分かる？分からにゃ今日でなくてもいいんだが。

皆さんの方から他に何かございませんか。今私が事務局の方にお尋ねしたことについては、特にそんなにこれがどうだこうだいう風な問題でもありません。これについては事務局の方から後ほど回答していただきたい程度のことなんで。その他になにか、ご質問、ご意見がありましたら発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、本案件については皆さんのご了解を得たという判断をさせていただきます。

続いては法2条の非農地証明の案件ですが、事務局の方から、3件ですね、ご説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第2条の規定による農地以外の土地の証明について、3件説明させていただきます。

申請番号1、土地の所在は原村××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積246㎡、同じく原村××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積118㎡、申請人は☆☆☆☆です。申請事由は昭和55年頃から管理が出来ず笹や雑木などが繁茂している状態、ということです。

続きまして申請番号2、土地の所在は布施××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積234㎡、同じく布施××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積152㎡、

同じく布施××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積103㎡です。申請人は★★★★、申請事由は昭和40年頃から管理されておらず雑木等が繁茂している、という状態です。

続きまして申請番号3、土地の所在は矢上××、登記地目畑、判定地目その他、面積33㎡です。申請人は◎◎◎◎、申請事由は年代不明だが道路の拡張により道路用地となったため。こちらが昭和57年町道認定をされております。

以上3件です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは1番の案件について、椿委員さん、現地を確認した結果についてお願いします。

5番

それじゃあ申請番号1の☆☆☆☆さんからの、農地法第2条の非農地証明の申請についてでございます。申請場所は瑞穂地域高原地区の、出店口集落にあります。県道高見出羽線からちょっと見える山の麓の方にあります。地図をもって確認してみてください。地図の方で##って書いてあるところ、長い円の半分を切ったような印のあるところに昔☆☆さんのおじいさんの家があったんですが、そ

れが亡くなられて今更地となっている状態です。もうずいぶん昔からでございます。☆☆さんはお墓参りをする時に帰ってくるたんびに農地が放置されていることは気にされておりましたし、また管理することが出来ないことも分かっておられる感じで、この度の申請になったということでございます。先日推進委員の北村さんと現地確認を致しました。山の麓に昔の赤道というのが通っていて、その横にこの申請地が二か所あるんですけども、山の笹が赤道を超え農地にびっしり付いている状態でございます。××の方には木が、××の方の一部には竹が繁茂している状態でございます。耕作するのにも面積が少なくて変形していたり、また入るための通路が駄目になってたり、高い石垣もあるような状態なんで、その上笹が、木が、竹がいう状態うから見て非農地にするのがいいのではないかとは思われます。よろしくご審議ください。

議長

はい、ありがとうございます。それじゃあ5号議案の1番の案件についてこれより審議に入りますが、北村推進委員さん。それじゃあ5号議案の1番の案件について審議に入ります。皆さんのご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですのでこれより採決を行います。5号議案の1番の案件について、許可相当と認められる委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて5号議案の2番の案件について、これは玄羽さん、お願いします。

1 2 番

それでは申請番号2番につきまして、説明をさせていただきます。この申請地でございますが、これは前所有者の方が昭和40年頃にこの布施、畑と呼ばれている地域から転出をされまして、それで今回申請をされました★★★★さんが、平成2年に前所有者の方から現状のまま譲り受けられたというものでございます。今月の19日に推進委員の小笠原さんと現地で★★★★さんの方からお話をお伺いしております。地図を見ていただきたいと思いますが、左の地図にですね、申請地の上側が★★★★さんの住宅がございます。で、現地の確認でございますが、この場所が川の向こう側ということで、八色石集落から流れてくる角谷川と、それと布施集落の長源寺川が合流した川沿いでありまして、布施の、布施公民館から約1キロくらい川沿いを下ったところが今回の申請地となります。でまあ余談ですが、途中布施公民館から700メートルくらいのところに名勝の赤馬の滝がございます。そこから約300メートル更に川を下ったところが申請地ということになります。それで★★さんはですね、前所有者の方から譲り受けられた時にはですね、畑に行くためにですね、丸木橋が以前はかかっていたということでございますが、昭和40年、以前から管理をされていないと、前所有者の方が管理をされていないということで、橋も増水等でね、流れてしまひましてもう畑にも行けないという。まあそういう状態で★★さんの方も全然管理をされていないという状態でございます。それで私の方、現地でですね、畑の方まで行きたかったんですが、橋がありませんのでまあ対岸になりますが、そこで話をお伺い

| | |
|------|--|
| | <p>しましたが、やはり長い年月放置されていたということもありまして、護岸には大きな立木もありますし雑木も繁茂しております、畑の跡という跡形すらまったく見当たらないという、まあまさに自然のままの原野といいますか、荒野といいますかそういう状態でした。ですから平成2年から、★★★★さんが譲り受けられましてからも管理をまったくされておられませんので、荒れた状態というのが現状でございます。そういう状態でございますので審議の方よろしくお願い致します。</p> |
| 議長 | はい、ありがとうございました。小笠原さん、みえとりますか？ |
| 推10番 | はい、付け加えることはございません。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | はい、ありがとうございました。それでは5号議案の2番の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問のある方、挙手して発言してください。 |
| 10番 | この周辺にも細かく番地みたいになっとるんですが、これもやっぱり畑だったんですかね。 |
| 12番 | 現地確認やりましたけども、単なる山でまったく分かりません。 |
| 10番 | 右の地図見たら細かくね、番地が。これ畑だったんだらうかと。 |
| 12番 | 畑の集落というのがですね、家はあるように書いてありますけどもほとんど空き家でおられませんので、まったく。ずっと荒れ放題というのが、道路だけちょっと手が入っておりますけども。 |
| 推10番 | 所有者が★★さんじゃないかもしれんな。この他の番地は。 |
| 10番 | それは何か、資料かある？ |
| 推10番 | 分かりません。 |
| 12番 | この左の地図から右側ですが、ここには田んぼが、ちょっと作れるようにやっておる田んぼもあります。この道路ちょっと下ったところ。 |
| 議長 | 他にはございませんか。 (意見、質問なし) |
| | ないようですので5号議案の2番の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| | はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。 |
| | 続いて3番の議案、植田委員さん、お願いします。 |
| 7番 | 3番についてご説明致します。この案件は先月除外申請の関係で墓地と、遠方から墓地を近くに持ってくる、倉庫を建てる、というところの案件の繋がりでございます。その時に実測しましたところ、地図をご覧いただければあれなんですけども、ちょっとこの道路にかかるところが実際でして、ちょっとこれ外れて書いてありますので実際とは若干地図が違うんですが、左側の地図で斜線で塗ってある位置がこの横に下がるというか右に折れていく道路に重なっておるといような形になっております。その上の、その重なったところからこの斜線のところが先月の墓地を建てる、倉庫を建てるというような位置に当たりまして、ちょっとこの地図ではちょっと実際の説明とちょっと違うような感じになりますが、ご了承をお願いしたいと思います。それで実測したところ、町道を拡張さ |

| | |
|-----|---|
| | <p>れる際に◎◎さんが提供して道路を広くして使って欲しいというようなことからそのまま現状、登記上は変更なされずに現在に至っております。まあ今回除外申請の時に、面積等々の測量をした時にその番地の××番がちょっと位置が違ふというような経緯が出てきて、実際は農地であったということも判明したりしましたので、今回の申請となりました。この調査についても、これは19日の日に森脇推進委員と聞き取りを、ちょっと現場で今までの経緯等を説明を聞きに行きまして、理解をしたところでございます。ひとつよろしくお願いを致します。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。森脇さんは今日お休みだったですね。それじゃあただ今植田委員さんの方からご説明ございました5号議案の3号案件についてこれより審議に入ります。ご意見、ご質問をお願いします。</p> |
| 7番 | <p>植田さん、これ町道になつとるんだけど、町道だと町が施工部分になるんだけど、町がせんかったということだね。</p> |
| 7番 | <p>なにもされてなく、そのまんま畑に。 登記せんかったというのはちょっとおかしい話じゃああるんだけど。</p> |
| 7番 | <p>以前の切り図は若干、この××番が、位置がちょっとずれとりまして、実際の道路にはかかってないところに××番がございまして。それでまあ今回実測してもらったようなことかた、その××番がこの道路に面した部分であろうというような流れになったそうでございます。この斜面上では先月の案件で、××番が大体この位置に当たるような感じで見ました。それでこの下の道路に××が被つとるような感じであるのが実測だそうです。</p> |
| 議長 | <p>仮に今日今からこれ採決して許可、非農地証明が出るというような運びになった時にね、それだが町道の中にこの◎◎さん所有の非農地があるということになるよね。非農地にしても◎◎さんが所有になるということだろ。その番地が町道の下になつとるということになるとね、これを公衆用道路に町が取ってくれんといけんと思うんだがの。町道の下に入つとる、固定資産税の税金を◎◎さんが払つとるってのは、これってのはちょっと。</p> |
| 事務局 | <p>失礼します。公衆用道路が個人の持ち物の場合ということも、現に他に事例があります。で、課税上は、公衆用道路ということになれば非課税いう風に聞いておりますので、税金は実際にはかかってな状態で、一応まあ町に提供をして、名義上個人の所有地のまま公衆用道路であるという事例は他のところでも散見されておりますので、問題はないのかなという風に思っております。</p> |
| 議長 | <p>はい、分かりました。他にみなさん、ご意見ご質問はないですか。 (意見、質問なし) ないようですので5号議案の3番の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で原案通り許可相当と認めることと致します。 それでは議案第6号の、法第3条第2項第5号の規定により農地権利取得に当たつての下限面積について、以下の通り別段の定めを行いたいと思います、とい</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>う案件です。事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>はい、議案第6号、法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積についてです。こちらが、別段の面積が1 aの区域に含まれる農地として、新たに鱒淵××、登記地目田、219㎡と、同じく鱒淵××、登記地目畑、115㎡の指定の希望をされる申請が提出されまして、この申請が出された理由としましては空き家付属農地ということになっております。まずは、これまで指定されておりました日貫××につきましては、農地法第3条により許可が出されたため適用外とさしていただいております。また雪田××が今当該区域に含まれる範囲の農地として挙げられておりますが、先程の議案第1号の3条の許可をいただきましたので、こちらについては適用外とさせていただきます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。それじゃあ本案件については服部委員さん、現地の方を見てこられたなら、それについての報告をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>ひとつ、場所の説明を致します。これはですね、地図向かって左の角に※※っという家があるんですけど、その前の道路が付いてますが、南北にですね、この地図でいうと、それはですね下の方ずっと見ますと旧瑞穂町役場、役場から馬野原に抜ける道になります。で、それをずっと行くと高原から石見に抜ける道の突き当りになるんですけど、その手前をですね、その交差点を、地図でいうと上の角を左上に、斜めに2本入っているところが高原から馬野原に抜ける道の道路です。ちょっとここ地図切れてるんですけど、その手前のちょっと山の中に入っていたところで、3軒目のお家なんですけど。現在今空き家になっておまして、ちょっと行った情報ですとこちらのですね××、斜線の小さい方、右側ですね、こちらはですね、黒いグランドシートが敷いてありました、草が生えないように。それから家から向かって左側の、ちょっとそれよりも大きい、これが番地でいうと××ですかね、こちらの方は草は刈ってございました。ですからまあ簡単な家庭菜園くらいは両方とも可能かなという状態にはなっておりました。で、所有者といいますか管理されている高原にお住まいの\$\$さんにちょっとご連絡をさしていただいて、確認をしたいということで確認をさしてもらいまして、購入の方はこの近所といいますか@@というところに住まれておられる**さんという方が購入されるということを知っております。家の方は合併槽というか、水洗にされたような工事をされてた跡がございました。まだ住んでおられるような感じではないんですけども、住める準備をされておるのかなと。周りの草等もきれいに刈っておられましたし、住める状態にはなっておりました。ここの2枚分は特に、まあ非常に小さい面積ですけども、とりあえずグランドシートが敷いてあり、あるいは草が刈ってあるという状態で、簡単な家庭菜園くらいは可能かなという風に見ました。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。田中推進委員さん、お見えになってます？</p> |
| 推6番 | <p>特にありません。</p> |
| 議長 | <p>結構です、ありがとうございました。それじゃあ本案件について、審議に移ります。皆様のご意見、ご質問があればご発言ください。</p> <p>ございませんか。</p> |

(意見、質問なし)

ないようですので採決に移ります。第6号議案について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。それでは全会一致で原案通り採択致します。

続いて報告ということで、農地法第3条の3、相続等による所有権の移動ですが、これは全6件になりますが、一応報告になっておりますので皆さんで資料をよくご覧いただき、お気づきの点があれば質問していただくということで。個別の案件についての審議は行いませんので、多少時間取りますので、皆さんの方でご検討いただければと思います。

(意見、質問なし)

それじゃあ3条の3の相続等による権利移動に関する案件については、皆さんご了解いただけたと判断してもよろしいですか。特にご質問ございませんですね。はい、分かりました。

それじゃあ議案審議一応終わりましたんで、これからその他として事務連絡、事務局の方からございますので。

事務局

すいません、報告の第2号で町内の農地の賃借料情報について配布しております。それをご確認いただければと、参考資料として。別紙で、A4 1枚で配布をしています。

議長

これ見たら水田については町内全域で435件の利用権設定したんだけど、そのうちの。

事務局

合わせてです。合わせると461件。

議長

461のうち有償は26件。あと全部無償。あがあな時代になりましたか。昔は小作料いうて金を貰うて貸しよった時代があったんだが。それでも中にはあるんだな。これ有償のところ、平均額最高額最低額ってあるんだが、これ10a当たり？

事務局

はい。すべて10a当たりです。

議長

他には何かある？

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、5月24日(月)13:30からでお願いします。